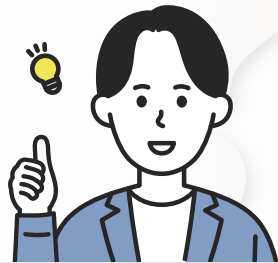


一般社団法人

一般財団法人 の

基本的な取扱いから実務で迷いやすいポイントまで、  
わかりやすく解説!



改訂版

一般社団法人

一般財団法人の

税務・会計

Q&A

本当に知りたかったポイントがわかる

税理士  
からの  
相談事例

120

FEATURES 01

一般社団法人・

初めてでも  
安心!

一般財団法人の基本的な  
取扱いから実務で  
迷いやすいポイントまで、  
わかりやすく解説!

本書の特長

FEATURES 03

Q&Aを20問追加し、  
最新の令和5年度  
税制改正を反映した  
改訂版。

実際に税理士から  
寄せられた質問を  
もとにした具体的な  
Q&Aで、本当に  
知りたかったポイントが  
確認できる。



改訂版

一般社団法人

一般財団法人の

税務・会計

Q&A

本当に  
知りたかった  
ポイントが  
わかる

税理士からの  
相談事例 120

田中義幸  
著

第一法規

[ 著 ] 田中 義幸

[ 体裁 ] A5判 / 296頁

[ 定価 ] 3,300円 ( 本体:3,000円+税10% )

Question 101 共同開催イベントでのインボイス発行

一般社団法人である学会で、いくつかの団体と共同でイベントを  
開催する場合、インボイスの発行はどのようにしますか。

A 共同開催を行う団体のすべてが適格請求書発行者で  
場合には、必要な届出を行うことにより、インボイスを発  
行することができます。

解説

複数の団体が共同で事業を実施する場合、民法上の組合契約を結  
んでいくことも、提示の合意で民法上の任意組合に該当するケースが  
あると考えられます。消費税の取扱いにおいては、任意組合等の事業  
で行われる取引については、その組合員のすべてが適格請求書発行者  
であり、業務執行組合員が、その旨を記載した届出書に、当該任  
意組合等の契約書の写しを添付し、納税地を所轄する税務署長に提出し  
合に限り、適格請求書を交付することができます(消法57の6、  
令70の14①)。

この場合、交付する適格請求書に記載する「適格請求書発行者  
氏名又は名称及び登録番号」は、原則として組合員全員の者を記載  
することとなりますが、次の事項(①及び②)を記載することも認めら  
れます(消令70の14③)。

① その任意組合等の、いずれかの組合員の「氏名又は名称及び登  
録番号」(一又は複数の組合員の「氏名又は名称及び登録番号」で表  
示ありません)

② その任意組合等の名称

Question 102 インボイス発行者以外からの仕入れに係る  
経過措置

個人に対して少額の謝金を支払うことが多い一般財団法人があり  
ます。相手からインボイスをもらうことはあまり期待できないので  
すが、当法人の負担を減らすには、インボイス発行者業者に登録し  
てもらうしかありませんか。

A

一定規模以下の事業者は、1万円未満の課税仕入れについ  
て、一定期間、適格請求書の保存を要しないといえる経過措置  
(少額特例)が設けられていますので、適用できないかどうか検討して  
みてはいかがでしょうか。

解説

基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税  
売上高が5千万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11  
年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課  
税仕入れに係る支払対価の額(税込み)が1万円未満である場合には、  
一定の事項が記載された帳簿のみの保存により、当該課税仕入れにつ  
いて仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置(少額特例)が設  
けられています(平成28年改正法附則53の2、平成30年改正税則  
24の2②)。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694

Fax. 0120-302-640

**第1章 一般社団法人・一般財団法人の税務の特徴**

- Q1 一般社団法人・一般財団法人の特徴
- Q2 一般社団法人・一般財団法人の性格

**第2章 非営利型法人**

- Q3 非営利型法人の性格
- Q4 非営利性が徹底されている法人(非営利徹底型法人)
- Q5 共益的活動を目的とする法人(共益型法人)
- Q6 非営利型法人への移行
- Q7 非営利型法人からの移行
- Q8 2つの類型の選択
- Q9 2つの類型の変更
- Q10 共益型法人の収益事業比率
- Q11 特別の利益を与えてはいけない理由
- Q12 特別の利益の内容
- Q13 公益法人への寄附と特別の利益
- Q14 特別の利益に該当する事業の範囲
- Q15 特別の利益を提供した場合
- Q16 一人一般社団法人

**第3章 会計**

- Q17 一般社団法人・一般財団法人の会計
- Q18 NPO会計基準の適用
- Q19 計算書類の種類
- Q20 正味財産の区分
- Q21 一般社団法人と一般財団法人の違い
- Q22 一般財団法人の拠出金の処理
- Q23 一般正味財産への振替額
- Q24 正味財産の誤り
- Q25 基本財産の減価償却
- Q26 非収益事業会計における減価償却
- Q27 補助金等の返還損失
- Q28 適正な決算の手続き
- Q29 計算書類の範囲
- Q30 退職給付引当金
- Q31 退職給付引当資産の取崩し

**第4章 法人税**

- I 収益事業
- Q32 収益事業の判定
- Q33 農作物の出荷(収益事業の34業種)
- Q34 共同購入と物品販売(物品販売業)
- Q35 寄附の返礼品(物品販売業)
- Q36 住宅用土地の低廉貸付け(不動産貸付業)
- Q37 第三セクターに対する不動産の貸付け(不動産貸付業)
- Q38 福祉タクシーの運行(運送業)
- Q39 出版社から受け取る原稿料(請負業)
- Q40 企業研修の依頼(請負業)
- Q41 補助金から委託契約へ(請負業)
- Q42 無料配布の出版物(出版業)
- Q43 同好会の会報(出版業)
- Q44 会報に準ずる出版物(出版業)

- Q45 主として会員に配布する会報(出版業)
- Q46 会員以外に販売する学術・慈善等の会報(出版業)
- Q47 広告掲載料(出版業)
- Q48 協賛企業の出展代(席貸業)
- Q49 寄附金として処理された販売手数料(仲立業)
- Q50 広告代理店の業務(問屋業)
- Q51 チャリティーコンサートの要件(興行業)
- Q52 高校生のダンス大会(興行業)
- Q53 マーゲンサロンの運営(遊技所業)
- Q54 放課後デイサービス(医療保健業)
- Q55 民間資格の認定料(芸芸教授業)
- Q56 コンクールやシンポジウムの参加費(芸芸教授業)
- Q57 データベースの会費(無体財産権の提供等)
- Q58 認定マークの使用料(無体財産権の提供等)
- Q59 出向者に係る受取負担金(労働者派遣業)
- Q60 低廉譲渡の適用(収益事業)
- Q61 クラウドファンディングと収益事業
- Q62 生活の保護への寄与(収益事業からの除外)
- Q63 収益事業に含まれる寄附金等(付随行為)
- Q64 任意団体からの法人成り(付随行為)
- Q65 基本財産の拠出(付随行為)
- Q66 不動産の譲渡(付随行為)

2 所得の計算、申告

- Q67 収益事業に該当する場合の手続き
- Q68 所得に関する経理(区分経理)
- Q69 合理的基準による按分(収益事業の費用)
- Q70 使用人兼務役員の報酬(役員報酬)
- Q71 一般社団法人の解散、役員退職慰労金の未払い計上、残余財産の処理(解散)
- Q72 役員報酬の損金算入
- Q73 交際費の損金算入限度額
- Q74 確定申告をしていない法人の義務(損益計算書等の提出制度)
- Q75 資産の取得に係る借入金の債務免除益
- Q76 赤字事業の申告義務
- Q77 赤字の非収益事業と黒字の収益事業の合算
- Q78 収益事業に係る資本の元入金
- Q79 非収益事業から収益事業に供する資産の価額
- Q80 為替差損の損金算入
- Q81 収益事業と電子帳簿保存法
- Q82 電子帳簿保存法で義務付けられる電子データの保存

**第5章 消費税**

1 法人税と消費税

- Q83 懇親会の会費
- Q84 ワークショップの参加費
- Q85 民間資格の認定料、更新料
- Q86 古物買取業者を通して不用品の寄附を受ける場合
- Q87 実行委員会が開催する研究大会
- Q88 申告期限の延長
- Q89 労働者派遣業

2 消費税

- Q90 消費税の計算
- Q91 特定収入の区分
- Q92 基本財産の受入れ
- Q93 社員の会費
- Q94 共同事業の分担金
- Q95 税抜方式と税込方式
- Q96 法人区分の異動に伴う消費税の課税期間
- Q97 特定収入になる受取寄附金
- Q98 特定収入割合と調整割合
- Q99 フェアトレード商品の仕入れと販売
- Q100 リバースチャージ方式の適用
- Q101 共同開催イベントでのインボイス発行
- Q102 インボイス発行事業者以外からの仕入れに係る経過措置

**第6章 相続税**

- Q103 一般社団法人等と特定一般社団法人等
- Q104 非営利型法人に対する課税
- Q105 一般社団法人・一般財団法人の課税逃れ
- Q106 特定一般社団法人等に対する相続税の課税
- Q107 同族理事の範囲
- Q108 特定一般社団法人等の相続税額の計算方法
- Q109 相続税対策として家族で設立した法人
- Q110 相続税対策として設立した法人の社員の地位
- Q111 一般社団法人等への不当減少課税
- Q112 持分の定めのない法人への不当減少課税
- Q113 不動産の贈与又は時価譲渡

**第7章 源泉所得税**

- Q114 非常勤役員の報酬
- Q115 横領した役員報酬の源泉税
- Q116 役員等の勤続年数による退職所得の違い
- Q117 委員の出動に要する費用
- Q118 2か所からの退職金
- Q119 ビンゴゲームの賞品
- Q120 カメラマンへの支払い
- Q121 任意団体からの請求

**第8章 印紙税、登録免許税**

- 1 印紙税
  - Q122 一般社団法人・一般財団法人の印紙税
  - Q123 一般社団法人・一般財団法人の契約書
  - Q124 国等との契約に係る印紙税
- 2 登録免許税
  - Q125 一般社団法人・一般財団法人の登録免許税

**第9章 地方税**

- Q126 法人住民税均等割の免除
- Q127 一般社団法人・一般財団法人の法人住民税、法人事業税
- Q128 償却資産税の申告義務
- Q129 固定資産税、不動産取得税の非課税

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索



キリトリ線

申込書 (第一法規刊)		
書名	価格	部数
改訂版 一般社団法人・一般財団法人の税務・会計Q&A ～本当に知りたかったポイントがわかる 税理士からの相談事例120～	[093500] 定価3,300円(本体3,000円+税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願いします。  
(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について (一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
--	--	---

年 月 日

〒 \_\_\_\_\_ 丁目 \_\_\_\_\_ 番 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 様

TEL \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

事務所名 \_\_\_\_\_  公用  私用

フリガナ \_\_\_\_\_

ご氏名 \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokko.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

**取扱い**

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印